

○直轄工事における経常建設共同企業体の運用について

平成9年10月1日9経第1511号
大臣官房経理課長から官房地方
課長、各局長、統計情報部長、
技術会議事務局長、各庁長官、
農林水産研修所長あて

直轄工事における経常建設共同企業体の取扱いについては、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて（平成元年2月10日付け元経第159号農林水産事務次官依命通達。以下「通達」という。）」により措置しているところであるが、経常建設共同企業体（甲型）に求める同種の工事の施工実績等の取扱いについては、当分の間、下記によることとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴管下の施設等機関及び地方支分部局（並びに関係の特殊法人）の長への通知については、貴職から願います。

記

- 1 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める同種の工事の施工実績について
通達記の第2の2の(3)のイの運用に当たっては、以下によること。
 - (1) 一般競争入札方式について
すべての構成員に、同種の工事について、元請としての一定の実績を求めること。ただし、構成員のいずれか1社以外については、極めて高度な施工技術を必要とする工事を除き、同種の工事の範囲を広げることができること。
 - (2) 公募型指名競争入札方式又は工事希望型指名競争入札方式について
構成員のいずれかに、同種の工事について、元請としての一定の実績を求めること。ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも同種の工事の施工実績を求めることができること。この場合、同種の工事の範囲を広げることができること。
 - (3) なお、通達記の第2の2の(3)のイのただし書の運用を変更するものではないので、念のため申し添える。
- 2 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める配置予定技術者の同種の工事の経験について

配置予定技術者の同種の工事の経験については、以下によること。

(1) 一般競争入札方式について

構成員のいずれかに、配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）が元請として同種の工事の経験を有する者であることを求めること。ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者に同種の工事の経験を求めることができること。この場合、同種の工事の範囲を広げることができること。

(2) 公募型指名競争入札方式又は工事希望型指名競争入札方式について

構成員のいずれかに、配置予定技術者が元請として同種の工事の経験を有する者であることを求めること。ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者に同種の工事の経験を求めることができること。この場合、同種の工事の範囲を広げることができること。

3 その他

上記1及び2の共同企業体の構成員としての実績及び経験は、出資比率が20%以上の場合について認めるものとする。